

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程、国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 2 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 3 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

- 第4条 基本給は、毎月21日に支給する。ただし、21日が国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条第1項第1号から第3号までに規定する所定休日(以下この項において「所定休日」という。)に当たるときは、21日の直前の所定休日以外の日にこれを支給する。
- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
 - 3 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
 - 4 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
 - 5 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
 - 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。
 - (1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - (2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から労働時間規程第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表(別表第1)

ア 一般職基本給表(一)

イ シニア一般職基本給表(一)

ウ 一般職基本給表(二)

エ シニア一般職基本給表(二)

(2) 教育職基本給表(別表第2)

ア 教育職基本給表(一)

イ 教育職基本給表(二)

(3) 医療職基本給表(別表第3)

ア 医療職基本給表(A)

イ シニア医療職基本給表(A)

ウ 医療職基本給表(B)

エ シニア医療職基本給表(B)

(4) 指定職基本給表(別表第4)

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職基本給表(B)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる教職員(別に定めるものを除く。)の昇給の号俸数は、第1項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を2号俸とすることを標準として、これを決定するものとする。

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1 級、2 級	次条で定める昇給の時期において 40 歳以上
一般職基本給表(一)	3 級	次条で定める昇給の時期において 45 歳以上
一般職基本給表(一)	4 級	次条で定める昇給の時期において 50 歳以上

- 4 前3項の規定にかかわらず、次の表に掲げる教職員(別に定めるものを除く。)については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1 級、2 級	次条で定める昇給の時期において 45 歳以上
一般職基本給表(一)	3 級	次条で定める昇給の時期において 50 歳以上
一般職基本給表(一)	4 級以上 7 級以下	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上
一般職基本給表(一)	8 級以上	全て
一般職基本給表(二)	全て	次条で定める昇給の時期において 57 歳以上
教育職基本給表(一)	4 級以下	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上
教育職基本給表(一)	5 級	全て
一般職基本給表(一)、一般職基本給表(二)及び教育職基本給表(一)以外の基本給表	全て	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上

- 5 前項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 6 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
- 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。

- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
- 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)

に対しては、月額51,600円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

- 2 前項の扶養親族は、別表第9に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。また、扶養手当の額は同表に掲げる額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあつては、次に掲げる教職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円
 コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円
 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円
 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円
 ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
- (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額を各月の第4条に定める日に支給する。
- 3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 4 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

- 第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

- 第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)又はシニア一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

- 第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。
- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表又はシニア一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 一般職基本給表又はシニア一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

- 第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。
- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

- 第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガバスカルまで	210円
0.3メガバスカルまで	560円
0.3メガバスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者又は医療職基本給表(B)若しくはシニア医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第35条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	教育職基本給表(一)	15,000円
	医療職基本給表(A)	4,500円
	シニア医療職基本給表(A)	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	教育職基本給表(一)	7,300円
	医療職基本給表(A)	2,200円
	シニア医療職基本給表(A)	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	6,400円
	医療職基本給表(A)	1,900円
	シニア医療職基本給表(A)	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	4,400円
	医療職基本給表(A)	1,300円
	シニア医療職基本給表(A)	1,300円

(緊急診療等呼出手当)

第35条の4 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は医療職基本給表(A)、シニア医療職基本給表(A)、医療職基本給表(B)若しくはシニア医療職基本給表(B)の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

- 第 35 条の 5 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和 44 年大阪府規則第 48 号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第 3 条及び別表第 2 に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
 - 3 前 2 項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

- 第36条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

- 第37条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。
- 2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

- 第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)。

(宿日直手当)

- 第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

- 第 39 条の 2 第 23 条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第 5 第 5 号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。
- 2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

- 第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。
- 2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
 - 3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
 - 4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
 - 5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(休職期間中の給与に関する経過措置)

7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(経過措置に係る支給日)

8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。

(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)

11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。

(入試手当に関する特例)

12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(特別赴任手当に関する特例)

13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむ

を得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。

(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(地域手当に関する経過措置)

14 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)

2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

(管理職手当に関する経過措置)

3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。)に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けていた管理職手当額
- (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7

の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額

- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額

- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(災害応急作業等手当)

- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第33条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。)に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割 合
一般職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1～3級	100分の4.77
	4～5級	100分の7.77
教育職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1～2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表(A)	1～2級	100分の4.77
	3～7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(B)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

- 4 第27条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
- (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
- (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
- (1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)
- 7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 第26条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書を適用しない。
- 3 第26条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。
 - (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
 - (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第28条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規

定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 第1項ただし書に規定する施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において改正前の第28条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第28条第1項に該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(災害応急作業等手当の廃止)

- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)

- 2 令和4年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和5年12月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)

- 2 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、平成16年4月14日施行附則第12項の改正については、令和6年9月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行日において、改正前の第29条第4項に規定する支給単位期間の残存期間がある場合、当該残存期間中、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正基本給表、第25条の改正規定及び別表第8は令和6年12月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、別表第9にかかわらず、以下の表を適用するものとする。

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

教 職 員	扶 養 親 族	扶養手当の月額
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき3,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
	重度心身障がい者	
その他教職員	配偶者	3,000円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
	重度心身障がい者	

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、第14条第3項の規定にかかわらず、同項に掲げる表を以下に掲げるものと読み替えて適用するものとする。

(令和7年4月1日～令和10年3月31日)

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(一)	1 級、2 級	次条で定める昇給の時期において 45 歳以上
一般職基本給表(一)	3 級	次条で定める昇給の時期において 50 歳以上

- 3 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、第14条第4項の規定にかかわらず、同項に掲げる表を以下に掲げるものと読み替えて適用するものとする。

(令和7年4月1日～令和10年3月31日)

基本給表	職務の級	教職員
一般職基本給表(二)	全て	次条で定める昇給の時期において 57 歳以上
一般職基本給表(二)以外の基本給表	全て	次条で定める昇給の時期において 55 歳以上

附 則

この改正は、令和7年5月21日から施行し、令和7年5月7日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年10月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 令和7年10月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における号俸については別に定める。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

イ シニア一般職基本給表(一)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級	S5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300
2	218,400	257,400	291,100	317,000	347,600

ウ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	—	227,700	247,600	280,400	308,100
2	—	228,500	248,700	281,100	309,500
3	—	229,300	249,700	281,800	310,800
4	—	230,100	250,700	282,500	312,000
5	—	230,800	251,700	283,100	313,000
6	—	231,600	252,900	283,700	314,200
7	—	232,400	254,000	284,300	315,400
8	—	233,200	255,000	284,900	316,500
9	—	234,000	256,100	285,500	317,600
10	—	234,700	257,100	286,100	318,700
11	—	235,400	258,000	286,700	319,800
12	—	236,100	258,500	287,200	320,900
13	—	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

エ シニア一般職基本給表(二)

職務の級	S1級	S2級	S3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600
2	217,700	242,900	272,500

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	23,800	25,400	30,000
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	256,000	302,600	372,100	416,300	
22	257,500	305,000	373,300	417,400	
23	259,000	307,400	374,500	418,500	
24	260,500	309,600	375,600	419,700	
25	262,000	311,800	376,700	420,600	
26	263,700	313,800	378,100	421,700	
27	265,400	315,800	379,400	422,800	
28	267,100	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,700	337,000	394,100	435,200	
40	283,800	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,300	340,500	400,800	440,100	
46	289,300	341,000	401,800	441,000	
47	290,200	341,500	402,800	442,000	
48	291,100	341,900	403,700	442,900	
49	292,100	342,300	404,900	443,800	
50	292,600	342,700	406,300	444,700	
51	293,100	343,100	407,700	445,700	
52	293,700	343,500	409,100	446,600	
53	294,200	343,900	409,900	447,600	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	
64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,000	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	
77	304,000	353,600	424,300	462,100	
78	304,400	354,100	424,600	462,400	
79	304,800	354,600	425,000	462,700	
80	305,200	355,100	425,300	463,000	
81	305,500	355,600	425,600	463,300	
82	305,900	356,300	426,000	463,800	
83	306,300	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	
86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,600	360,600	428,100		
90	309,000	361,000	428,400		
91	309,400	361,400	428,700		
92	309,800	361,800	429,000		
93	310,200	362,200	429,300		
94	310,700	362,600	429,600		
95	311,200	363,100	429,900		
96	311,600	363,500	430,200		
97	311,800	364,100	430,500		
98	312,200	364,600	430,800		
99	312,600	365,000	431,100		
100	313,000	365,500	431,400		
101	313,200	365,900	431,700		
102	313,600	366,400	432,000		
103	313,900	366,700	432,300		
104	314,400	367,100	432,600		
105	314,800	367,600	432,800		
106	315,100	368,000			
107	315,400	368,500			
108	315,700	369,000			
109	315,900	369,400			
110	316,200	369,900			
111	316,600	370,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
112	317,000	370,700			
113	317,300	371,100			
114	317,700	371,500			
115	318,000	371,900			
116	318,300	372,300			
117	318,600	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,200	374,600			
123	320,400	375,100			
124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	230,200	263,100	346,100
2	233,000	264,900	348,300
3	236,100	266,700	350,500
4	239,100	268,400	352,700
5	242,300	270,000	354,600
6	245,500	271,500	356,900
7	248,600	273,000	359,200
8	251,700	274,500	361,500
9	254,700	276,000	363,700
10	256,500	278,000	366,000
11	258,200	280,000	368,100
12	259,800	282,000	370,200
13	261,400	284,000	372,200
14	262,800	286,000	373,800
15	264,200	288,000	375,400
16	265,500	290,000	377,000
17	266,800	292,000	378,600
18	267,900	294,700	379,900
19	268,900	297,300	381,200
20	269,900	299,900	382,500
21	271,300	302,500	383,800
22	272,800	305,000	385,400
23	274,300	307,400	387,000
24	275,800	309,700	388,500
25	277,300	311,800	390,000
26	278,900	313,900	391,600
27	280,400	316,000	393,100
28	281,900	318,100	394,600
29	283,300	320,100	396,000
30	284,900	321,700	397,400
31	286,400	323,200	398,800
32	287,900	324,700	400,100
33	289,300	326,200	401,000
34	290,600	327,800	402,200
35	291,900	329,300	403,300
36	292,700	330,800	404,400
37	293,500	332,200	405,400
38	294,300	333,600	406,600
39	295,100	334,900	407,800
40	295,900	336,200	408,900
41	296,700	337,400	410,000
42	297,500	339,100	411,200
43	298,200	340,700	412,400
44	298,800	342,600	413,600
45	299,300	344,200	414,700
46	299,800	345,800	416,200
47	300,300	347,300	417,700
48	300,800	348,800	419,200
49	301,300	350,400	420,600
50	301,700	352,000	421,500
51	302,100	353,500	422,400
52	302,500	354,900	423,200
53	302,900	356,300	424,100
54	303,300	357,300	425,100

職務の級	1級	2級	3級
55	303,700	358,300	426,100
56	304,100	359,300	426,900
57	304,500	360,400	427,600
58	304,900	361,700	428,400
59	305,300	363,000	429,200
60	305,700	364,300	430,100
61	306,100	365,600	431,100
62	306,500	366,900	432,100
63	306,900	368,200	433,000
64	307,300	369,500	433,900
65	307,700	370,700	434,600
66	308,100	372,000	435,500
67	308,500	373,300	436,400
68	308,900	374,500	437,200
69	309,300	375,700	438,100
70	309,700	377,000	438,900
71	310,100	378,300	439,700
72	310,500	379,500	440,600
73	310,900	380,700	441,300
74	311,400	382,000	441,700
75	311,900	383,300	442,100
76	312,400	384,500	442,500
77	312,800	385,700	442,900
78	313,300	386,900	443,400
79	313,800	388,000	443,800
80	314,200	389,200	444,200
81	314,600	390,600	444,400
82	315,100	392,000	444,800
83	315,600	393,500	445,100
84	316,000	394,900	445,400
85	316,400	395,900	445,700
86	316,900	397,200	
87	317,400	398,500	
88	317,900	399,900	
89	318,300	401,000	
90	318,800	402,000	
91	319,200	403,000	
92	319,600	404,100	
93	320,200	404,900	
94	320,700	406,000	
95	321,300	407,100	
96	321,900	408,000	
97	322,300	408,900	
98	322,700	409,800	
99	323,000	410,700	
100	323,300	411,600	
101	323,600	412,400	
102	323,900	413,400	
103	324,200	414,400	
104	324,500	415,400	
105	324,900	416,000	
106	325,400	416,700	
107	325,900	417,400	
108	326,300	418,000	
109	326,700	418,400	
110	327,200	418,800	
111	327,600	419,100	
112	328,100	419,400	

職務の級	1級	2級	3級
113	328,400	419,600	
114	328,900	419,900	
115	329,300	420,200	
116	329,700	420,500	
117	330,000	420,700	
118	330,400	421,000	
119	330,900	421,300	
120	331,400	421,500	
121	331,600	421,700	
122	332,000	422,000	
123	332,300	422,300	
124	332,600	422,500	
125	332,800	422,700	
126	333,100		
127	333,600		
128	334,000		
129	334,200		
130	334,600		
131	335,000		
132	335,400		
133	335,600		
134	336,000		
135	336,500		
136	336,800		
137	337,100		
138	337,500		
139	337,900		
140	338,300		
141	338,700		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)

ア 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
78	254,800	291,900	328,600	349,900				
79	255,100	292,200	329,000	350,100				
80	255,300	292,500	329,500	350,400				
81	255,500	292,800	330,000	350,900				
82	255,800	293,100	330,400	351,200				
83	256,100	293,400	330,600	351,500				
84	256,300	293,700	330,900	351,800				
85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				
90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				
101		297,900	335,800	358,100				
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					

イ シニア医療職基本給表(A)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級	S5級	S6級	S7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
2	218,400	254,800	277,400	307,300	349,400	401,700	449,800

ウ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

エ シニア医療職基本給表(B)

職務の級	S1級	S2級	S3級	S4級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200
2	233,600	272,400	292,300	313,400

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

別表第5(第23条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附属研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額(第23条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ シニア一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
S1級	6,600円
S2級	8,500円
S3級	9,600円
S4級	10,200円
S5級	10,600円

ウ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

エ シニア一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
S1級	6,000円
S2級	7,400円
S3級	8,500円

オ 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

カ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

キ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ク シニア医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
S1級	6,200円
S2級	8,000円
S3級	9,100円
S4級	9,700円
S5級	10,500円
S6級	11,300円
S7級	12,200円

ケ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

コ シニア医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
S1級	8,100円
S2級	9,400円
S3級	9,700円
S4級	10,000円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)	7～8	I 種A	160,000
		I 種B	130,000
		II 種	110,000
	5～6	III 種	90,000
教育職基本給表(一)	5	II 種	300,000
		III 種	250,000
		IV 種	80,200
		V 種	66,800
		VI 種	42,800
	4	IV 種	68,800
		V 種	57,300
医療職基本給表(A)	5～8	IV 種	79,000
医療職基本給表(B)	5～7	II 種	102,000
		III 種	90,000
	4～5	IV 種	72,000

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	51,600
1年以上2年未満	51,600
2年以上3年未満	51,600
3年以上4年未満	51,600
4年以上5年未満	51,600
5年以上6年未満	51,600
6年以上7年未満	49,800
7年以上8年未満	48,000
8年以上9年未満	46,200
9年以上10年未満	44,400
10年以上11年未満	42,600
11年以上12年未満	40,800
12年以上13年未満	39,000
13年以上14年未満	37,200
14年以上15年未満	35,800
15年以上16年未満	34,400
16年以上17年未満	33,000
17年以上18年未満	31,600
18年以上19年未満	30,200
19年以上20年未満	28,800
20年以上21年未満	27,400
21年以上22年未満	26,800
22年以上23年未満	26,200
23年以上24年未満	25,200
24年以上25年未満	24,600
25年以上26年未満	24,000
26年以上27年未満	23,400
27年以上28年未満	22,800
28年以上29年未満	22,000
29年以上30年未満	21,700
30年以上31年未満	21,300
31年以上32年未満	20,700
32年以上33年未満	19,800
33年以上34年未満	18,900
34年以上35年未満	18,200
35年以上	0

別表第9 扶養手当(第26条関係)

(令和8年4月1日～)

教 職 員	扶 養 親 族	扶養手当の月額
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき3,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
	重度心身障がい者	
その他教職員	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
	重度心身障がい者	